

令和4年第2回(3月)辰野町議会定例会会議録(第1日目)

1. 招集告示年月日 令和4年2月22日
2. 開会場所 辰野町議事堂
3. 開会年月日 令和4年2月28日 午前10時00分
4. 議員総数 14名
5. 出席議員数 14名

1番	吉澤光雄	2番	松澤千代子
3番	山寺はる美	4番	瀬戸純
5番	矢ヶ崎紀男	6番	津谷彰
7番	池田睦雄	8番	樋口博美
9番	舟橋秀仁	10番	小澤睦美
11番	小林テル子	12番	古村幹夫
13番	向山光	14番	岩田清

6. 会議事項

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第1号 令和4年度辰野町一般会計予算
- 日程第4 議案第2号 令和4年度辰野町上水道事業会計予算
- 日程第5 議案第3号 令和4年度辰野町下水道事業会計予算
- 日程第6 議案第4号 令和4年度辰野町国民健康保険特別会計予算
- 日程第7 議案第5号 令和4年度辰野町国民健康保険診療所特別会計予算
- 日程第8 議案第6号 令和4年度辰野町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第9 議案第7号 令和4年度町立辰野病院事業会計予算
- 日程第10 議案第8号 令和4年度辰野町地域情報告知システム特別会計予算
- 日程第11 議案第9号 令和4年度辰野町介護保険特別会計予算
- 日程第12 議案第10号 辰野町公告式条例等の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第11号 辰野町個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第12号 辰野町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

- 日程第 15 議案第 13 号 辰野町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する  
条例について
- 日程第 16 議案第 14 号 辰野町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に  
関する条例及び辰野町消防団員の定員、任免、給与、服務  
等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 17 議案第 15 号 辰野町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例  
について
- 日程第 18 議案第 16 号 辰野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 19 議案第 17 号 辰野町国民健康保険支払準備基金条例の一部を改正する条  
例について
- 日程第 20 議案第 18 号 辰野町営住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 日程第 21 議案第 19 号 辰野町営住宅管理条例及び辰野町地域優良賃貸住宅管理条  
例の一部を改正する条例について
- 日程第 22 議案第 20 号 町立辰野病院設置等に関する条例の一部を改正する条例に  
ついて
- 日程第 23 議案第 21 号 令和 3 年度辰野町一般会計補正予算（第 17 号）
- 日程第 24 議案第 22 号 令和 3 年度辰野町上水道事業会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 25 議案第 23 号 令和 3 年度辰野町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 26 議案第 24 号 辰野町公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第 27 議案第 25 号 辰野町道路線の廃止及び変更について
- 日程第 28 議案第 26 号 辰野町農業委員会委員の任命について
- 日程第 29 報告第 1 号 専決処分の報告について
- 日程第 30 請願・陳情について

#### 7. 地方自治法第 121 条により出席した者

町長	武 居 保 男	副町長	山 田 勝 己
教育長	宮 澤 和 徳	代表監査委員	中 村 文 昭
総務課長	加 藤 恒 男	まちづくり政策課長	一ノ瀬 敏 樹
住民税務課長	三 浦 秀 治	保健福祉課長	竹 村 智 博
産業振興課長	赤 羽 裕 治	事業者緊急支援担当課長	岡 田 圭 助
建設水道課長	宮 原 利 明	会計管理者	中 村 京 子

こども課長 小澤靖一 生涯学習課長 西原 功  
辰野病院事務長 今福孝枝

8. 地方自治法第123条第1項の規定による書記

議会事務局長 桑原高広  
議会事務局庶務係専門員 有賀智美

9. 地方自治法第123条第2項の規定による署名議員

議席第2番 松澤千代子  
議席第3番 山寺はる美

10. 会議の顛末

○議会事務局長

ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼)

○議長

おはようございます。定足数に達しておりますので、これより令和4年第2回3月辰野町議会定例会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。ここで、議長の諸般の報告を行います。文書報告とし、お手元に配付してありますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。続いて、議事に入りますが質疑の聞き取りの明確化を図るために、発言する方はマスクを外していただきたいと思っております。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。第2回定例会招集にあたり、町長より挨拶を受けます。

○町長

皆さんおはようございます。本日ここに令和4年第2回辰野町議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては時節柄ご多用のところ、ご出席を賜り感謝申し上げます。さて、町内でも連日、新規陽性者が確認されている新型コロナウイルス感染症について、1月27日から講じられてきました長野県内全域におけるまん延防止等重点措置が、3月6日まで2週間延長されたことで、多くの皆様が不安な日々を過ごされていることと思っております。一方で2月16日に開かれた国の専門家組織の会合では、オミクロン株の流行に伴う感染第6波について2月上旬にピークを越えたとの見解も示されておりまして、その際ワクチンの3回目追加接種による高い発症予防効果についても報告されています。また専門家は更に感染力が強いステルスオミクロン株に対しても、ワクチンの3回目接種が有効との見解を示しています。辰野町

では国の方針に基づき 1 月 27 日から町立辰野病院と保健福祉センターぬくもりの里等を会場に、希望される方の追加接種を順次進めておりますので、接種を迷われている皆様方におかれましては、ぜひ早期接種のご検討をお願いするところであります。更に経済に目を向けますと、2 月 15 日に内閣府が発表した令和 3 年 10 月から 12 月 1 期の実質 GDP 国内総生産の速報値は、前期比 1.3%増で感染第 5 波の収束や緊急事態宣言の解除を背景に、個人消費が伸び 2 四半期ぶりのプラス成長となりましたが、年明け後はオミクロン株の感染急拡大と、まん延防止等重点措置の適用で再び個人消費等が悪化しており、更にロシアによるウクライナ侵攻で資源価格の高騰や金融市場の動揺が広がり再びマイナス成長に陥る可能性も懸念されている状況です。ただし次年度に入ればワクチン接種の進展と感染第 6 波の収束により、個人消費中心に景気は回復基調に復帰するのではとの見方も示しています。今議会提案の一般会計補正予算においても第 6 波対応事業者支援金や指定管理者事業継続支援金などを計上しましたが、引き続き感染予防対策の徹底とともに、地域経済の下支えに全力で取り組んでまいります。さて第 6 次総合計画 2 年目の令和 4 年度新年度の当初予算については、議案第 1 号から第 9 号で説明しますが、人口減少や厳しい財政状況の中でも町民から関係人口へ、更にはともに創る共創人口へ事業者なども加えたみんなの力を結集し、夢と希望が持てる未来へとつなげる未来創造型予算としました。総合計画における町の将来像「一人ひとりの活躍が作り出す、住み続けたいまち」の実現に向け、6 つの基本目標の行財政改革に 3 つの重点テーマに加え、実施計画にある緊急性の高い事業を中心に予算計上しました。新型コロナウイルス感染症対策や、新しい日常の実現に向けたデジタル社会、ゼロカーボン社会の実現に向けた取り組み、地方創生事業等地域の安心・安全を大前提に未来の礎となる事業を着実に推進してまいりたいと思いますので、議員各位をはじめ町民の皆様のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。さて、今定例会にご提案申し上げます議案は、令和 4 年度一般会計予算、特別会計予算 8 議案、条例の一部改正 11 議案、令和 3 年度一般会計補正予算など補正予算 3 議案、指定管理者の指定など 3 議案の合計 26 議案と報告事項 1 件であります。なお最終日に昨年大雨災害の復旧事業に係る工事請負契約についての 1 件を、追加議案として提案させていただきますのでよろしくお願いいいたします。提案時それぞれ説明申し上げますので、原案可決、同意くださいますようお願い申し上げ、定例会招集にあたっての挨拶といたします。

○議 長

これより日程に基づく会議に入ります。日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により議席2番、松澤千代子議員、議席3番、山寺はる美議員を指名いたします。日程第2、会期の決定の件を議題といたします。議会運営委員長より、委員会における協議結果の報告を求めます。議会運営委員長、舟橋秀仁議員。

○議会運営委員長（舟橋）

皆さんおはようございます。去る、2月22日に議会運営委員会を開催し、令和4年第2回辰野町議会3月定例会の会期並びに審議日程について協議いたしましたので、その結果についてご報告いたします。2月22日辰野町告示第3号によって辰野町長より3月定例会を2月28日に招集する旨の告示をされたことを受け、委員全員、正副議長同席のもと、3月定例会の会期並びに審議日程など議事運営について慎重に協議を行い、全委員一致して決定いたしました。会期日程案並びに協議内容の詳細につきましては、議会事務局長より朗読いたしますので、全議員のご賛同をいただきますようお願い申し上げます、議会運営委員長の報告といたします。

○議 長

続いて、事務局長から会期日程案を朗読いたさせます。

○議会事務局長

（会期日程（案）朗読）

○議 長

お諮りいたします。本定例会の会期並びに議事運営につきましては、議会運営委員長の報告のとおり決めるにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議 長

異議なしと認めます。よって本定例会の会期は、本日より3月17日までの18日間と決定いたしました。日程第3、議案第1号、令和4年度辰野町一般会計予算から、日程第11、議案第9号、令和4年度辰野町介護保険特別会計予算までの9議案を一括議題といたします。町長より各会計の予算編成の概要について説明を求めます。

○町 長

はい。それでは令和4年度辰野町一般会計及び特別会計の予算案を提案するにあた

り、予算編成の概要を申し上げます。令和4年度一般会計予算の総額は、89億7,000万円で前年度当初予算と比較して3億7,000万円、4.3%の増となりました。歳入については、町税は個人町民税、固定資産税、軽自動車税、都市計画税の増収、法人町民税と町たばこ税の減収を見込みました。地方交付税は、国の地方財政計画と交付実績から増額を見込みました。その他交付金は、令和2年度実績と前年度の収入見込み額を基に算定しています。寄附金は、ふるさと辰野寄付金について増額を見込みました。一般財源の不足分は、財政調整基金等の取り崩しと臨時財政対策債等の町債の発行により対応します。歳出は辰野町第6次総合計画における6つの基本目標と行財政計画、3つの重点テーマ地域ケアシステムの構築と拡充、ど真ん中プロジェクト、町民と行政が一体となった道路改良に加え、実施計画にある緊急性の高い事業を中心に計上しました。主なものを説明しますと、1. ホタルが飛び交う自然豊かなまちとしてはゼロカーボン社会の実現に向け、実行委員会による啓発イベントの開催や辰野町地球温暖化対策実行計画の策定及び基礎調査を行います。町に誇りと愛着を持った町民や関係人口の増加を期待し、地域おこし協力隊による移住希望者への案内や情報発信、空き家バンク仲介手数料の一部補助等で移住者を応援します。2. みんなが活躍できるまちとしては、若者チャレンジ応援補助金、よりあい事業補助金、集落支援員による地域づくりの支援、外国籍住民への生活に関する情報提供や相談体制の整備をします。また人権啓発講演会を開催します。3. いつまでも健やかに暮らし続けられるまちとしては、障がいをお持ちの方の生活、社会活動を福祉サービス等により支援します。各種検診の受診率向上、重症化予防のための生活指導を行うほか、生活困窮者等からの相談に応じる支援体制を強化します。介護保険事業計画に基づき、小規模多機能型居宅介護施設の整備に係る助成や介護予防センター改修工事を行います。4. 次代を担う人材が育つまちとしては、結婚相談を対面によるものからAIによるマッチングシステムへの移行と登録料の補助、出産祝金や幼児家庭への可燃ごみ袋の支給、3歳児健診における屈折検査の実施等、結婚・子育てを応援します。町民の健康づくりを目的としたスポーツイベント、辰野町図書館開館100周年・移転新築40周年記念事業を開催します。all信州電子図書館共同構築に参加し、電子図書館を導入する等、読書環境の充実を図ります。5. 活力と魅力のある仕事のあるまちとしては、空き店舗を活用し、宿泊施設兼交流スペース兼ローカル経済スクールの場となる、トビチホテルの開業を支援し商店街の活性化につなげます。農林業では森林環境譲与税を活用し、森

林・林業ビジョンの策定や森林整備の意向調査を実施します。また安心・安全な農作物を給食に提供できるよう価格補填を行います。6. 安全で快適に暮らし続けられるまちとしては、小野地区、下辰野地区に若者住宅用地を造成し、定住人口の増加を図ります。災害活動支援チーム TTT（辰野助け隊）の結成、住民参加型防災マップの作成、防災リュックの斡旋、消防団員の処遇改善等を実施し、災害に強いまちを目指します。7. 未来志向の行財政改革としては、公共施設等総合管理計画の改訂・個別施設計画、公営住宅等長寿命化計画の策定により将来に最適な施設の規模・配置を検討します。デジタル社会の形成に向けて辰野町 DX ビジョンを作成し、住民サービスの利便性の向上と事務の効率化を図ります。保健福祉センターの老朽化した空調設備を更新し、ランニングコストを軽減します。また、ふるさと辰野寄付金の返礼品目を拡充し、地域経済の活性化や定住促進につなげます。この他新型コロナウイルス感染症対策やワクチンの早期接種に積極的に取り組むとともに、荒神山公園施設の整備や町内道路の改良・舗装、橋梁の補修工事等も実施します。次に特別会計は 8 会計で 96 億 3,480 万 2,000 円、前年度当初予算と比較して 2.2%の増額となりました。主な会計について申し上げます。上水道事業会計では安心・安全で廉価な水道水の安定供給のため、施設の適正な維持管理に努め管路を含む各施設の更新改良、布設替工事を計画的に進めてまいります。主な事業として、中央水源送水ポンプ及び電動弁更新工事、簡易水道膜ろ過装置設置工事、富士塚送水ポンプ室制御計装盤更新工事を実施します。下水道事業会計では水洗化率が 94%を超えており、生活基盤インフラとして施設の長寿命化を計画的に進めるとともに適正な維持管理に努めてまいります。下水道ストックマネジメント関連事業、辰野水処理センター耐震事業を行います。国民健康保険特別会計では、医療の高度化により医療費は増加するものの被保険者は減少傾向であるため、医療費適正化の取り組みを積極的に行い、安定的な財政運営に努めてまいります。町立辰野病院事業会計では新型コロナウイルス感染症の影響で厳しい経営状況ではありますが、ワクチン接種等公立病院としての役割を果たしてまいります。地域の医療、介護、福祉との多職種連携を図り、地域包括ケアシステムの構築に積極的に参画してまいります。介護保険特別会計では、第 8 期介護保険事業計画を推進し高齢者が可能な限り住み慣れた地域で日常生活を営むことができるよう、住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの進化・推進に努めてまいります。以上、令和 4 年度辰野町一般会計及び特別会計予算案の概要を申し上げます。

た。厳しい財政状況が続いておりますが、予算の効率的運用を図り最小の経費で最大の効果が得られるよう予算執行に努めてまいります。辰野町第6次総合計画2年度となる令和4年度予算は、防災・減災・新型コロナウイルス感染症対策に万全を期すとともに、デジタル社会とゼロカーボン社会の実現のための取り組みをはじめ、各種計画の策定やふるさと納税制度の強化等未来の礎となる事業を推進します。人口減少や厳しい財政状況の中でも、町民から関係人口さらにはともに創る共創人口へ、また町に関わる企業等、みんなの力を結集し夢と希望が持てる未来へとつながる未来創造型予算として編成しました。総合計画に掲げられた「10年後に目指すまちの将来像」「一人ひとりの活躍が作り出す、住み続けたいまち」の実現に向け前進してまいります。議員各位のご支援とご協力を切にお願い申し上げます、予算編成及び提案にあたっての主要とします。よろしくご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。なお、詳しくは予算説明書、予算参考資料をご覧ください、ご審議の参考にしていただければ幸いです。

○議長

これより各会計の予算について質疑を行います、委員会に付託する関係もごございますので、総括的な問題について質疑を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑を終結いたします。お諮りいたします。本予算議案につきましては、会議規則第37条の規定により各常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって、予算関係議案、議案第1号から議案第9号までの9議案は、お配りしてあります各常任委員会関係議案付託一覧表のとおり、各常任委員会に付託することに決しました。日程第12、議案第10号、辰野町公告式条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○総務課長

議案第10号、辰野町公告式条例等の一部を改正する条例について、提案理由を申



し上げます。行政文書への押印や性別の記入を廃止し、手続きを簡素化するとともに行政手続きのオンライン化など今後のデジタル社会に対応するため、関係条例を改正するものであります。新旧対照表の1ページをご覧ください。辰野町公告式条例で定める規定の公表の際の押印を廃止します。続いて2ページをご覧ください。辰野町職員の服務に関する条例において、別記様式として定める宣誓書の氏名押印をなくし署名に変えるものであります。3ページをご覧ください。辰野町林野火入れに関する条例において、様式第1号として定める火入れ許可申請書の火入れ従事者の人数について、性別による区分をなくしました。当年度辰野町ではこれらの条例に限らずすべての規則や要綱で定める申請手続きを点検し、押印については約600箇所、また性別の記入については約60箇所を廃止する見直しを行っております。施行日は令和4年4月1日とします。以上、提案理由を申し上げました。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第10号、辰野町公告式条例等の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第10号は、原案のとおり可決されました。日程第13、議案第11号、辰野町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○総務課長

議案第11号、辰野町個人情報保護条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律で、国の行政機関や独立行政法人等に係る個人情報保護制度が、個人情報の保護に関する法律、個人情報保護法にあたりますけれども、これに統合されることに伴い行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律、及び独立行政法人等の保有する個人情報の

保護に関する法律が廃止されるため、条例の一部を改正するものであります。令和5年春の個人情報保護法への統合に向けて、各自治体では個人情報保護条例の廃止など例規整備を今後行いますが、その前段階の整備として今回の改正を行います。新旧対照表をご覧ください。条例の第2条中、廃止される二つの法律が引用されている箇所をそれぞれ個人情報の保護に関する法律の該当条項に改めます。施行日は令和4年4月1日とします。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第11号、辰野町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第11号は、原案のとおり可決されました。日程第14、議案第12号、辰野町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○総務課長

議案第12号、辰野町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。昨年8月に人事院から示された「妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講じる措置」に基づき、会計年度任用職員の育児休業等の取得要件を緩和し、休業しやすい環境をつくるため条例の一部を改正するものであります。新旧対照表をご覧ください。第2条、第15条に定める育児休業の取得要件のうち在職期間が1年以上であることをなくします。第19条において妊娠・出産等を申し出た職員に対する育児休業制度等の周知、職員の意向確認のための措置を、続く第20条において研修や相談体制等育児休業を取得しやすい勤務環境を整備するための措置を任免権者であります町長に義務付けます。施行日は令和4年4月1日とします。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申

上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第12号、辰野町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第12号は、原案のとおり可決されました。日程第15、議案第13号、辰野町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○総務課長

議案第13号、辰野町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。地方における医療従事者の人材確保が困難な情勢を踏まえ、町立辰野病院の医師の給与面での待遇について近隣自治体病院との整合を図りつつ、柔軟に対応をすることで安定的な確保を図るため、条例の一部を改正するものであります。新旧対照表2ページをご覧ください。医療職給与表の5級に22号棒から97号棒を追加するものであります。施行日は令和4年4月1日とします。以上提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長

議案第13号に対する質疑を行います。委員会に付託する関係もございしますので、総括的な問題について質疑を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑を終結いたします。ただいま議題となっています議案第13号は、総務産業常任委員会に付託することにしたいと思っておりますがご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第 13 号は、総務産業常任委員会に付託することに決しました。日程第 16、議案第 14 号、辰野町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及び辰野町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について、日程第 17、議案第 15 号、辰野町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、以上 2 件を一括議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○総務課長

議案第 14 号、辰野町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及び辰野町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。昨年消防庁から全国の自治体に通知のあった基準に基づき、消防団員の処遇改善を図るため関係条例の一部を改正するものであります。新旧対照表 2 ページをご覧ください。辰野町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の別表中、消防団の班長の年額報酬を 2 万 7,900 円から 4 万 1,500 円に、団員の年額報酬を 1 万 2,000 円から 3 万 6,500 円にそれぞれ引き上げます。3 ページをご覧ください。辰野町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例について、題名の中の給与を報酬に、第 12 条の給与を年額報酬にそれぞれ改めるとともに、第 13 条として災害出動と訓練その他職務に区分した出動報酬を加えます。これは消防庁より現行の出動手当を見直し、新たに出動報酬を創設することが基準で示されたことを受けて改正するものであります。施行日は令和 4 年 4 月 1 日とします。続きまして、議案第 15 号、辰野町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律、年金制度改正法が公布され日本政策金融公庫等が行う恩給担保貸付事業のうち、年金たる補償を担保とした貸付事業が廃止されたことに伴い条例の一部を改正するものであります。新旧対照表をご覧ください。第 3 条、第 2 項の但し書きを削ります。施行日は令和 4 年 4 月 1 日とします。以上、議案第 14 号、第 15 号の提案理由を申し上げます。それぞれご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第 14 号、辰野町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及び辰野町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第 14 号は、原案のとおり可決されました。次に議案第 15 号、辰野町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第 15 号は、原案のとおり可決されました。日程第 18、議案第 16 号、辰野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長

議案第 16 号、辰野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」が令和 3 年 6 月 11 日に「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法令の整備等に関する政令」が令和 3 年 9 月 10 日にそれぞれ公布されました。どちらも上位法令となる地方税法の一部改正を伴うもので、併せて辰野町国民健康保険税条例の一部を改正したいので議会の承認を求めるものです。お手元資料の新旧対照表をご覧ください。1 ページの改正は所得割額、資産割額、均等割額、平等割額のそれぞれに、基礎課税額を追加します。5 条の 2 第 1 号中の第 23 条を第 23 条第 1 項に改めます。2 ページをご覧ください。第 6 条では賦課期日の属する年の前年の所得に係るを削ります。以降の第 23 条中では法第 703 条の 5 を法第 703 条の 5 第 1 項に改めます。5 ページをご覧ください。未就学児に対する均等割額の軽減を示す条文で新規追加となります。

応益割の均等割額の軽減措置 7、5、2 割軽減後の残金の半額を公費により支払いの対象と改めるものです。非該当世帯も定められた額の負担となる改正内容です。その内容ですが、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から国・県・町の取り組みとして、国保制度において子どもの均等割国保税を軽減するための条例改正です。対象は国民健康保険該当の 6 歳以下、未就学児をもつ低所得世帯が対象となります。均等割国保税についてその 5 割を公費により軽減するものです。例えば 7 割軽減対象の未就学児の場合、残り 3 割の半分 1.5 割を軽減することから 7 割プラス 1.5 割の 8.5 割軽減となるものです。併せて 5 割軽減は 7.5 割軽減に 2 割軽減は 6 割軽減に該当するものでございます。非該当世帯も定められた額となるものであります。6 ページ以降 13 ページまではそれぞれの条文中 23 条を第 1 項を追加する所要の改訂です。以上、提案理由の説明を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長

議案第 16 号に対する質疑を行います。委員会に付託する関係もございまして、総括的な問題について質疑を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑を終結いたします。ただいま議題となっております議案第 16 号は、総務産業常任委員会に付託することにしたいと思っておりますがご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第 16 号は、総務産業常任委員会に付託することに決しました。日程第 19、議案第 17 号、辰野町国民健康保険支払準備基金条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長

議案第 17 号、辰野町国民健康保険支払準備基金条例の一部を改正する条例について提案理由を説明申し上げます。ここでは改正の概要について説明をさせていただきます。新旧対照表 1 ページをご覧ください。条例中第 1 条から第 5 条までにおいて国民健康保険制度改革後の財政運営に即した規定となるよう、基金の積み立てと処分等

について所要の文言整理を行い、国保事業に必要な場合に改正前5条の各項のみに限らず、国保基金の処分ができるよう規定を改めるものでございます。以上、提案内容を申し上げました。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長

議案第17号に対する質疑を行います。委員会に付託する関係もございまして、総括的な問題について質疑を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑を終結いたします。ただいま議題となっております議案第17号は、福祉教育常任委員会に付託することにしたいと思っておりますがご異議ありますか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第17号は、福祉教育常任委員会に付託することに決しました。日程第20、議案第18号、辰野町営住宅管理条例の一部を改正する条例について、日程第21、議案第19号、辰野町営住宅管理条例及び辰野町地域優良賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例について、以上2件を一括議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長

議案第18号、辰野町営住宅管理条例の一部を改正する条例について提案理由を説明申し上げます。辰野町公営住宅長寿命化計画により用途廃止の判定がありました、小野地区にある町営住宅町屋敷団地2棟の取り壊しを行いました。町営住宅町屋敷団地を廃止するにあたり、辰野町議会の議決に付すべき公の施設の利用及び廃止に関する条例に基づき、辰野町営住宅管理条例の一部を改正するものでございます。新旧対照表をご覧ください。別表第3の改正前の上から3行目の町屋敷っていうものを削るものでございます。続きまして議案第19号、辰野町営住宅管理条例及び辰野町地域優良賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。土地区画整理法、福島復興再生特別措置法、所得税法等の見直しに伴い及び公営住宅施行規則の改正等に伴い一部を改正するものでございます。新旧対照表の方で項目とか言い回しを改正してるようなものでございます。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

議案第 18 号、議案第 19 号に対する質疑を行います。委員会に付託する関係もございませぬので、総括的な問題について質疑を行います。ありませぬか。

(議場 なし)

○議 長

質疑を終結いたします。ただいま議題となつています議案第 18 号、議案第 19 号は、総務産業常任委員会に付託することにしたいと思ひますがご異議ありませぬか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よつて、議案第 18 号、議案第 19 号は、総務産業常任委員会に付託することに決しました。日程第 22、議案第 20 号、町立辰野病院設置等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○辰野病院事務長

議案第 20 号、町立辰野病院設置等に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。今年度辰野病院内に居宅介護支援事業所を立ち上げ、今後も継続の見込みが立ったため辰野病院事業に加えるものです。以上提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませぬか。

(議場 なし)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第 20 号、町立辰野病院設置等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませぬか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よつて議案第 20 号は原案のとおり可決されました。日程第 23、議案第 21 号、令和 3 年度辰野町一般会計補正予算 (第 17 号) を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。



## ○町 長

はい。令和3年度辰野町一般会計補正予算（第17号）を提案するにあたりまして提案理由を申し上げます。今回の補正予算は、年度末を控え事業費確定による国・県支出金などの変更及び不用額の調整や国庫補助金交付決定に伴う追加事業、原油価格上昇による燃料費、指定管理者事業継続支援金等の追加であります。補正総額は、2億4,991万6,000円の追加で、予算総額は106億4,313万5,000円となる補正予算であります。以下その概要を申し上げますと、歳入につきましては地方交付税、分担金及び負担金、国庫支出金、県支出金、諸収入、町債の追加と、使用料及び手数料、繰入金の減額です。歳出につきましては、総務費で追加交付された普通交付税のうち臨時財政対策債、償還基金費分を減災基金へ積み立て、ふるさと辰野寄付金の増に伴う謝礼、新型コロナウイルス感染拡大により厳しい経営状態が続くたつのパークホテルの指定管理料、指定管理者事業継続支援金、小中学校トイレ特別清掃業務委託料の追加が主なものであります。民生費では身体障がい者等支援事業に係る扶助費等の追加等と2月から実施される保育士等处遇改善臨時特例交付金の交付による財源組み換えであります。衛生費は新型コロナワクチンの3回目追加接種と、5歳から11歳の小児接種に係る費用の追加が主なものです。農林水産業費では、たつのパークホテル同様ふる里農村公園指定管理料の追加、町有林整備委託料等の減額が主なものです。商工費は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け国の事業復活支援金を受給した町内事業者へ、20万円を支給する第6波対応事業者支援金の追加と、ホテル保護育成基金積立金の減額です。土木費では、公園施設長寿命化対策工事の追加と町道橋PCR塗膜調査業務委託料の減額です。教育費ではヨゼフ幼稚園への保育士・幼稚園教諭等臨時特例交付金の追加と、学童クラブ分の財源組み換え、学校保健特別対策事業費補助金の内示による各小中学校管理事務の消耗品及び備品費等原油価格上昇による給食事務の燃料費の追加が主なものです。災害復旧費は公共土木施設町単災害の重機等借上料の追加と測量設計業務委託料の減額です。地方債補正につきましては社会資本整備総合交付金事業と都市計画総務事務の財源として借り入れる防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債の追加と公共事業等債及び緊急防災・減災事業債の変更です。以上のとおり補正予算の概要を申し上げましたが、ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

## ○議 長

本案は、議案調査のため自宅審査に付し、最終日採決として議事を進行いたします。

○吉 澤 (1 番)

質問があるんですけども。

○議長

議案調査のために必要な質問ですか。

○吉 澤 (1 番)

そうです。

○議 長

じゃあ簡潔に、マスクを外して。

○吉 澤 (1 番)

はい、ありがとうございます。本一般会計補正予算のうち、かやぶきの館とパークホテルの指定管理業者への指定管理料の追加、赤字補填、赤字補填は他にももう1箇所あるわけなんですけど、これに係ることについて自宅審査するにあたり提案に至った経過と提案の内容についてお聞きしたい点は何点かありますので、2回に分けて質問させていただきます。まず1点、町と指定管理業者の基本協定では管理業務で赤字が出ても町は補填しない、ただ天災等特別な事情が生じた場合に業者は町に協議を申し出ることができるという規定です。そこで質問。この両者からいつ頃どういう申し出があったのでしょうか。2点目、同じく管理基本協定では町は業者の業務状況を確認し、必要な場合改善勧告ができるという規定になっています。昨年9月と今年2月議会全員協議会で町から両施設についての経営状況と見通しについて説明がありました。比べてみますと両施設かやぶきでは474万、パークホテルでは1,440万円、この半年間で赤字見込みが増えています。町はこの間両施設の管理業務について業務確認をどのように行ったのでしょうか。そしてどういう改善勧告をしたのでしょうか。これに対する業者の対応はどうだったのでしょうか。かやぶきについてももう1点、指定管理をかやぶきの館の業者に決める際に、グループ企業から支援するという条件を条件に議会としては可決したという経過がある。そういう文書を見してもらい確認しました。この今回の赤字に対して町に赤字補填申請をする前にグループ企業からの協力は得られてないのか。1回目の質問の最後です。

○議 長

吉澤議員、簡潔にお願いします。

○吉澤（1番）

はい。最後、両施設とも指定管理業者以外の業者と同じく国や町からの支援が受けられるのではないかと。昨年かやぶきは持続化給付金を2,000万円、また両施設とも休業補償をかなり受けています。両施設とも国・町からの支援が指定管理業者以外と同じく受けられるのではないかと、以上一旦お願いします。

○議長

はい。今の時点で答えられる範囲でよろしいです。簡潔に。

○まちづくり政策課長

はい。いくつかご質問をいただきましたが、たつのパークホテルにつきましてはまず協議、天災等の際の協議なんですけども、コロナの関係の影響が出ておりますのは令和2年度からすでに2箇年経過しておりまして、令和2箇年も同様の補正予算措置をとって可決していただきましたが、その時にですね収支0で対応いただけるならばですね、継続して指定管理を務めていただけるという話がですね、協議の上話し合いの結果協議を得ておりますので、いつごろかと言われますと令和2年度の協議ということになります。また必要な業務改善のための確認はどのようにしているかということ、それから改善勧告につきましては、いくつかの上半期から四半期ごと位の割合で話し合いを持ちながら、実績、中間実績を確認し合いながらですね、最小限の経費で赤字が収まるように話し合いをしてきたところでございます。その中で具体的にどのような形で改善をすればいいのかについては話し合いをしてまいりました。一例を申し上げますと、ここでレストランを10日間しまうことによって、約50万円の赤字の解消が図られるという、そういうような具体的な話し合いの中で辰野町の方から逆に申し出をしてレストランの営業を止めていただく、そのような改善勧告などをしながら対応してまいったところでございます。申し上げられる内容は以上でございます。

○議長

議事を進行いたします。

○吉澤（1番）

議長、かやぶきについて。

○議長

簡潔にお願いします。

○産業振興課長

はい。かやぶきの館につきましても昨年の9月全協以降ですね、隔月において担当者が出向きまして業務状況について改善を求めているところでございます。また1番目の質問でございます。この今期の赤字等についての両者との協議等につきましては、今年年が明けまして数字等持ち寄る中で協議を開始をいたして、今回の数字等の予算措置をとらさしていただいている状況でございます。改善等につきましては昨年の9月全協等でも出されました、冬場における一部施設等の閉鎖等も検討もいたしましたが、前回の全協でお話申し上げたとおり機器・設備等の寿命また今後の継続性を考える中で、ここでの休業措置による一部の経費節減等は難しいということの中で、事業継続とそのままの継続ということで至っているものでございます。またグループ企業からの支援ということでございますが、グループ企業等何社かある中で一番大きく相談できる企業におかれてる中においてはですね、それぞれかやぶきの館の経営の代表である皆様方においては、その部分の報酬等についてはグループ企業の方から出している形の中で、経営を進めているということでございます。以上です。

○議 長

再質問ですか。最終日にしてください。

○吉澤（1番）

再質問ではありません。別件です。

○議 長

簡潔に、はっきりと。

○吉澤（1番）

答弁がない面がありましたが、あとで聞きます。新たに3点、今回赤字補填することに対して国や県から町への財政補填はあるのですか、あるとすればいくらですか。二つ目かやぶきとパークの収益事業についての経営責任は誰が負っているのですか、町長ですか受託企業ですか、これ2点目。3点目コロナで赤字になってる町内企業2社だけではありません。先ほども説明がありましたように追加の支援するように120社ほど3割以上売り上げ減ったところがあるようです。この2社とも売り上げの減少は片っ方が約30%、片っ方が50%です。にも関わらず2施設だけ赤字を補填するという特別な措置、そして多額の町費を取り込む、なぜそうふうにするのかそこについて説明を求めます。

○まちづくり政策課長

まず、最初の質問の赤字補填の財源補填につきましては、二つの性格を持っております。そのうちの事業者支援に伴う性格のものは地方創生臨時交付金の国の100%補助を得て、二つの施設につきましては1,000万円ずつを100%補助で補填をしております。収支の赤字補填分につきましては一般財源で対応しているところでございます。それ以外の答弁についてちょっと今私の方では答えを用意してございません。

○議 長

ですから最終日、最終日にまた質問してください。はい、それでは議事を進行いたします。日程第24、議案第22号、令和3年度辰野町上水道事業会計補正予算（第5号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長

議案第22号、令和3年度辰野町上水道事業会計補正予算（第5号）について、提案理由をご説明申し上げます。8月前線停滞大雨災害により災害復旧事業費の確定と起債額の確定により、補正予算をお願いするものでございます。1ページ目をご覧ください。収益的収入及び支出の補正で収入の第2款、簡易水道事業収益20万円を減額して3,883万8,000円とし、支出で支出の第1款、上水道事業費用を110万減額して4億2,687万2,000円とし、支出の第1款、簡易水道事業費用260万円を減額して4,043万8,000円としました。資本的収入及び支出の補正で収入の第1款、上水道事業資本的収入5,300万円を減額して5,672万4,000円とし、支出の第1款、上水道事業資本的支出2,500万円を減額して2億6,435万円としました。6ページ目をご覧ください。収益的収支について収入では他会計補助金を20万円減額しております。支出では上水道事業の原水及び浄水費を130万円減額し、予備費から20万円を減額しております。簡易水道事業原水及び浄水費を197万4,000円減額、予備費を62万6,000円減額しました。続いて7ページ目をご覧ください。資本的収支について収入では上水道事業資本的収入の1.企業債5,300万円を減額して災害復旧費の起債額の決定と、通常の起債額の決定したことに減額しております。支出では上水道事業資本的支出の1.建設改良費2,500万円を減額しました。七蔵寺浄水場災害復旧工事費が確定しましたので、工事費2,500万円を減額するものでございます。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

本案は、議案調査のため自宅審査に付し、最終日採決として議事を進行いたします。日程第25、議案第23号、令和3年度辰野町介護保険特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長

議案第23号、令和3年度辰野町介護保険特別会計補正予算(第3号)の提案理由をご説明申し上げます。1ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ108万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ21億6,057万9,000円とするものでございます。内容につきましては6ページをご覧ください。歳入でございます。6ページの国庫支出金を1万3,000円増額し、7ページ支払基金交付金を1万4,000円増額、8ページ県支出金を6,000円増額し、9ページの一般会計繰入金を111万4,000円減額するものでございます。国庫支出金、県支出金、一般会計繰入金は保険給付費等の支出の増額また減額分に対する、それぞれの負担割合に基づくものが主なものでございます。10ページをご覧ください。歳出でございます。賦課徴収費では上伊那広域連合負担金が示されたことによりまして、40万9,000円を増額し、認定審査会共同設置負担金は上伊那広域連合の認定審査会における負担金で7万1,000円増額するものでございます。認定調査費は認定調査員の報酬を65万円不用減額し、主治医意見書作成支払事務委託料を95万円不用減額するものでございます。11ページの保険給付費は、国保連合会へ委託している介護保険サービスに係る費用の請求に対する審査支払の件数の増加に伴い、審査支払手数料を5万円増額するものでございます。12ページの予備費は1万1,000円減額し、保険給付費の不足分を調整するものでございます。以上提案内容を申し上げます。ご審議の上、原案可決いただきますようお願い申し上げます。

○議 長

本案は、議案調査のため自宅審査に付し、最終日採決として議事を進行いたします。日程第26、議案第24号、辰野町公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○総務課長

議案第24号、辰野町公の施設の指定管理者の指定につきまして提案理由を申し上げます。この3月31日をもって指定管理者の指定期間が満了する施設について4月1日以降の指定管理者を改めて指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定に

より議会の議決を求めるものでございます。今回提案します四つの施設の指定管理者につきましては、指定管理者の指定手続き等に関する条例第5条に基づき、設置の目的を最も効果的に達成できると認められたものを、公募によらない指定管理者として選定審議会等の協議を経て選定したものでございます。1番目の辰野町ボランティアセンターについては社会福祉法人辰野町社会福祉協議会で、指定管理料は前回同額の年間108万3,000円を予定しております。2番目の辰野町老人福祉センターについては同じく社会福祉法人辰野町社会福祉協議会で、指定管理料はこちらも前回同額の年間554万3,000円を予定しております。3番目の辰野町地域活動支援センターについては社会福祉法人長野県社会福祉事業団で、指定管理料は前回同額の年間1,280万円を予定しております。最後になります。4番目の辰野町生活支援センターについては株式会社みらい福社会で前回同様指定管理料の支払いの予定はございません。指定期間は4施設ともに令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間であります。以上提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長

議案第24号に対する質疑を行います。委員会に付託する関係もございまして、総括的な問題について質疑を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑を終結いたします。ただいま議題となっております議案第24号は、総務産業常任委員会に付託することにしたいと思っておりますがご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第24号は、総務産業常任委員会に付託することに決しました。日程第27、議案第25号、辰野町道路線の廃止及び変更についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長

議案第25号、辰野町道路線の廃止及び変更について提案理由を申し上げます。町道の廃止が3路線、町道路線の変更が2路線となります。ページをめくっていただきまして、町道路線の廃止の位置図をご覧ください。場所は北沢東地区の周辺の地籍と

なります。工場造成計画が予定されておりました、同一敷地内となる町道 3 路線、町道 1555 号線、ページをめくってもらった 1559 号線、1560 号線を廃止するものでございます。次のページをご覧ください。町道路線変更位置図となります。工場造成計画が予定されておりました、町道 1552 号線の終点の変更、町道 1558 号線の起点を変更するものとなります。以上提案理由を申し上げます。ご審議いただき、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより、議案第 25 号、辰野町道路線の廃止及び変更についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第 25 号は、原案のとおり可決されました。日程第 28、議案第 26 号、辰野町農業委員会委員の任命についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○町 長

それでは議案第 26 号、辰野町農業委員会委員の任命について、提案理由を申し上げます。現在の辰野町農業委員会委員の任期が令和 4 年 3 月 31 日をもって任期満了となります。農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、町長が任命する委員を同法同条の定めるところによって議会の同意を求めるものであります。なお任命するにあたり、認定農業者等が委員の過半数を占めることという規定がございますが、当町においてはそれが人数的に困難でございますので、農業委員会等に関する法律の施行規則第 2 条第 2 項の規定に基づき、委員の 4 分の 1 以上を認定農業者等とすることも併せてご同意をいただくものであります。委員につきましては下の表に示すとおり 7 名の方をお願いするものであります。小野耕一氏、野澤典生氏、北條秀明氏、宮島勇氏、飯沢誠氏、青木博子氏、上島栄子氏の 7 名でございます。7 名の方々につきましては 1 番から 4 番の方は各地区からの推薦、5・6 番は農業関連団体他からの推



薦、7番は公募にて決定し、それぞれの方におかれては人格、農業に関する理解があり委員に最適任者であると認められます。なお略歴については別添のとおりであります。以上、提案理由を申し上げました。ご審議の上それぞれ任命することについて、ご同意くださいますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑、討論を終結いたします。議案第26号、辰野町農業委員会委員の任命についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第26号は、原案のとおり同意することに決しました。日程第29、報告第1号、専決処分の報告についてを報告を求めます。

○総務課長

報告第1号、専決処分の報告について、地方自治法第180条の規定により、町が損害賠償の責を負うものについて専決処分を行いましたので報告いたします。公用車による財物事故2件でございます。1件目は令和3年11月5日宮木中央橋付近の町道において、公用車が直進中確認を怠り侵入してきた右折車両が公用車右側面に衝突し、相手方の車両と公用車双方を一部損傷させてしまったものであります。示談が成立し賠償金額6,026円を支払いました。専決日は令和4年1月7日です。2件目は令和3年11月10日羽場の町道において消防団のポンプ車が前方からの対向車を避けるため、道路わきのアパート駐車場内にバックした際、駐車中の相手方車両に接触しフロントバンパーを損傷させてしまったものであります。示談が成立し賠償金額12万2,045円を支払いました。専決日は令和4年1月7日です。本件2件の保障につきましては全国自治協会自動車共済損害賠償保険にて処理いたしました。以上、報告いたします。

○議長

ただ今報告がありました。報告事項でありますので特にここで聞いておきたいという点に限って質疑を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑を終結いたします。日程第 30、請願・陳情についてを議題といたします。請願・陳情につきましては、あらかじめその写し、及び文書表を配付してあります。ここで、事務局長に文書表を朗読いたさせます。

○議会事務局長

(文書表朗読)

○議長

以上、2 件については総務産業常任委員会へ付託することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって文書表のとおり総務産業常任委員会に付託することに決しました。

以上、本日の日程は全部終了いたしました。よって本日の会議は散会といたします。大変ご苦労様でした。

## 11. 散会の時期

2 月 28 日 午前 11 時 30 分 散会